

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 22 日現在

機関番号：32699

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008～2014

課題番号：20760434

研究課題名(和文) 歴史的建造物の保存修復における無形的な要素に関する研究

研究課題名(英文) Study of the intangible aspects of the restoration of ancient buildings

## 研究代表者

ウーゴ ミズコ (Ugo, Mizuko)

学習院女子大学・国際文化交流学部・准教授

研究者番号：80470029

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：日本では、有形文化財に付随する形で、建設知識と技術関連知識を保護することが試みられた。欧州においても、同様の展開が確認できた。ただ、建造物とその関連知識だけでなく、それらを環境や景観の一部として保存する傾向が強いことが明らかになった。  
日本では、伝統的手法の継承意識や法制度が整っているが、こうした知識は現在の主要な建設活動とは切り離されている。それに対して、特に西洋で再現されている伝統的建設技術はむしろこれからのまちづくり、環境保護の中で捉えられている。

研究成果の概要(英文)：This study focused on the intangible aspects of the restoration and conservation of traditional architectures, comparing the way they are perceived in Japan and in the Western world. In fact, repair works of tangible cultural properties such as historical buildings necessarily involve an appropriate use of traditional building techniques.  
The awareness of the importance of this architectural knowledge has been raised also in Europe since the late 19th century, but only in Japan it was possible to preserve it by law as a relevant part of tangible heritage preservation. However, this caused at the same time the seclusion of traditional building techniques from contemporary construction industry, while in Europe these intangible dimensions of building repair started to be considered part of a broader environmental preservation issue.

研究分野：建築学

キーワード：歴史的建造物 保存 修復 伝統技術 無形文化財

## 1. 研究開始時の背景

(1) 日本における文化財保護法は昭和 25 年に公布され、文化財は三つに分類された。そのうちの一つが「無形文化財」である。さらに、昭和 29 年に無形文化財の指定制度が新設され、昭和 50 年に「選定保存技術」の制度が新たに設けられた。文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能の選定制度であるが、その保持者及び保存団体を認定している。以上のような建造物に関する伝統技法の保護政策は日本に限った動きではない。世界的に見ても、有形遺産が、信仰、思想、習慣といった無形的価値と繋がっていることはすでに指摘されている。例えば、「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約 1972 年)では、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、文化的作品といった無形的価値との関連がクローズアップされている。1992 年に取り入れられた「文化的景観」の概念も、その一例だろう。そして、無形遺産を対象にした国際的な取り決めが採択されるにいたった。このように、社会通念および価値観の変化によって、文化財として認識される遺産の種類が徐々に増えていったことは周知の通りである。文化財をいろいろな種類に細分化し整理することによって、保存の実行性はより具体的なものとなったのである。しかし、このように細分化されたカテゴリーが専門性を高める一方で、それらが連携し関連する問題には実行力がなく、全体的な見通しがきかないという問題も浮上している。今後は、もっと総合的な保存活動が求められるだろう。同時に、有形と無形の横断的分析、相互の関連についてもっと研究が進められるべきである。

(2) また、日本の伝統技術が国際的に紹介されるようになって久しいが、残念ながら、伝統技術や工法がどのように紹介され

たのか、という相対的なまなざしはあまりない。ましてや、そこに潜む保存認識と問題点に対する研究はまだ未成熟である。

## 2. 研究の目的

(1) 現在、有形文化財として理解されている歴史的建造物の無形的な要素(伝統的な建築知識や技法など)に着目する。世界各国で進展する文化財建造物保存行政の中で、日本と欧州(とくにイタリア)ではどのように伝統建築の技術や関係知識といった無形的要素が認識され、保護の対象として法的に認められるようになったのか、あるいは認めようとしているのか、についてその推移を明らかにする。

(2) 加えて、日本の伝統建築の解体修理や規矩術が歴史的建造物保存修復に関する国際会議においてどのように紹介され理解されてきたのか、また、国際的な議論にどのような影響を及ぼしたのか、についても研究対象とする。例えば、日本のような伝統技術の継承方法が西洋においても導入可能であるのか、を理解することも重要である。

## 3. 研究の方法

(1) 基本的な研究方法は、日本建築が注目をあび始めた 1960 年第以降を中心にアメリカや欧州で出版された出版物(日本建築に関する海外で出版された本、専門雑誌内の記事、国際会議の議事録)を徹底的に分析する。それと併せて、その時期に保存修理が行われた日本建築の保存修理報告書を手がかりに、建物を実際に見学し、調査する。

(2) 欧州、とくにイタリアにおける伝統建造物保存方針については、歴史的建造物保存修理理論の専門家であるミラノ工科大学建築学部アメデオ・ベリーニ教授をはじめ、イタリア、ネパール、中国で多くの修

理現場を手がけているヴェネツィア建築大学保存修復学科ジョルジョ・ジャンニガン助教、ローマ・エラ・サピエンツァ大学建築学部景観学科パオラ・ファリーニ教授、ナポリ東洋大学政治社会学部日本語学科シルバーナ・デ・マヨ助教と意見交換を行った。

(3) 日本国内では、平澤毅氏(奈良国立文化財研究所)、稲葉信子氏(筑波大学)等と、文化財の保存修復や利用・活用、さらに無形文化財に関する意見交換を行った。また、国際的な見識を、具体的かつ効率的に取り入れるため、アメリカにおける歴史的建造物の保護と活用の事例(マサチューセッツ州のボストン、セイラム、他)を視察、さらにユネスコを訪れ、その資料とアーカイブを利用した。具体的には、ユネスコ世界遺産センターと無形文化遺産課を訪問し、ユネスコ職員と意見交換を行った。

#### 4. 研究成果

日本と欧州(とくにイタリア)の比較を念頭に、国内外の二つの方向で研究を進めた。

(1) まず、世界各国で進展する文化財建造物保存行政の中で、伝統建築の技術や関係知識といった無形的要素がどのように認識されているかについて、例えばイタリアでは19世紀に既に伝統的な建築技術とその知識が歴史的建造物の保存修復において欠かせないことが正式に認められていること(1883年の修復憲章)、近年でもその傾向が続いていることが分かった。その道のりは直線的なものではなく、20世紀前半には最新の技術を使うことが勧められていた。しかし、1960年代後半以降、歴史的建造物の保護を目的とした宣言や条約が、徐々に伝統的な建築技術や現場における専門知識の重要性を認め、その普及の必要性を訴え、建造物の修理現場でその利用を推進するようになったことも分

かった(1975年のアムステルダム宣言、1985年のグラナダ条約等)。そうしたなかで、日本における木造建築の保存修復の方法が、国際的にも理解され、日本国外に応用例も見られることが分かった。

(2) 日本国内の状況については、伝統建築の解体修理や移築に着目し、具体例を分析した。最終的には、建造物の保存修復事業における伝統技術の継続と、移築の場合は、それと新しい建築技術との共存を確認することができた(埼玉県深谷市、誠之堂の移築工事と活用。東京都北区、旧松澤家住宅の移築工事)。

(3) 日本では、有形文化財に付随する形で、建設知識と技術関連知識を保護することが試みられた。欧州においても、同様の展開が確認できる。ただ、建造物とその関連知識だけではなく、それらを環境や景観の一部として保存する傾向が強いことが明らかになった。日本では、伝統的手法の継承意識や制度が整っており、法律的にも守られているが、こうした知識は現在の主要な建設活動とは切り離されている。それに対して、特に西洋で再現されている伝統的建設技術は、むしろこれからのまちづくり、環境保護、国際開発協力に利用され、将来に向けて利用されていることが、大きな違いであることが確認できた。

(4) 日伊比較考察としては、日本の「文化財保護法」が1975年以降に定めた文化財の保存技術の中で選定されている「檜皮葺・柿葺き」、「茅葺」、「建造物木工」、「規矩術」、「左官」を参考に、イタリアでも、このような取り組みができないかを検討してみたが、保存技術の保持者の決め方に難点があることが明らかになってきた。

#### 5. 主な発表論文等

[学会発表](計1件)

“*Ichiku* as a tool to improve quality of life”、ヨーロッパ日本研究協会 (EAJS, European Association for Japanese Studies) 国際会議、リュブリャナ(スロヴェニア) 8月29日、セクション1・セッション7、Urban, Regional and Environmental Studies, p.2, <http://aas.ff.uni-lj.si/datoteke/eajs/334/1section1ok-urbanandenvironmentalstudies.pdf>, *Book of abstracts*(『梗概集』), p. 68, <http://aas.ff.uni-lj.si/datoteke/eajs/334/bookofabstractseajs2014ljubljana3.pdf>

## 6 . 研究組織

### (1)研究代表者

ウーゴ・ミズコ (UGO, Mizuko)

学習院女子大学・国際文化交流学部・国際  
コミュニケーション学科・准教授

研究者番号：80470029